

介護保険だより

令和3年3月号

重要なお知らせ

群馬県国民健康保険団体連合会

審査結果関係帳票等の紙での再発行に係る郵送代について

以前からお知らせさせていただいておりましたが、令和3年4月から審査結果関係帳票等の再発行に係る郵送代は、事業所様（障害福祉サービスを提供している事業所様も含む）で負担していただくことになりますので、お知らせいたします。

あくまで一度送付した帳票を再度紙で送付する場合ですので、毎月、本会から送付される帳票については、重要書類と認識し、紛失などないよう適切な管理・保管に努めてください。

詳細につきましては、以下によりお示しいたします。

1 手続き

- 再発行を依頼する場合は、事前に本会介護保険課介護保険係あて（障害福祉サービス事業所様は障害介護係あて）に電話連絡をお願いいたします。
- 再発行依頼書を郵送する場合
再発行依頼書と併せて郵送代分の返送用郵便切手を同封し、郵送してください。
なお、伝送による再発行を希望する場合は、返送用郵便切手の同封は不要です。
- 再発行依頼書を本会介護保険課窓口に持参する場合
再発行依頼書と併せて郵送代分の返送用郵便切手を御提出ください。
なお、伝送による再発行を希望する場合は、返送用郵便切手の御提出は不要です。
- 帳票別受取方法は、以下のとおりですので御確認ください。

【帳票別受取方法】

帳票	受取方法	伝送	郵送
審査月から1年までの帳票		可	可
審査月から1年を超過している帳票		不可※	可
電子請求登録結果に関するお知らせ		不可	可

※ 障害介護給付費等支払関係帳票等は可。

2 留意事項

- (1) 再発行処理にお時間をいただくこともありますので、御理解願います。
- (2) 郵送料は、以下の「料金の目安」を参考にしてください。

【料金の目安】

定型

- ・ 帳票枚数が4枚以内の場合 → 84円
- ・ 帳票枚数が11枚以内の場合 → 94円

定型外

- ・ 帳票枚数が8枚以内の場合 → 120円
- ・ 帳票枚数が20枚以内の場合 → 140円
- ・ 帳票枚数が32枚以内の場合 → 210円

- (3) 本会所定の封筒で送付しますので、返送用封筒は不要です。
- (4) 事業所単位での送付になるため、同一法人の場合でも事業所毎に郵送料が必要です。(事業所として登録されている住所へ送付いたします。)
- (5) 事故防止の観点から、再発行書類を窓口で渡すことはいたしませんので、御了承ください。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会